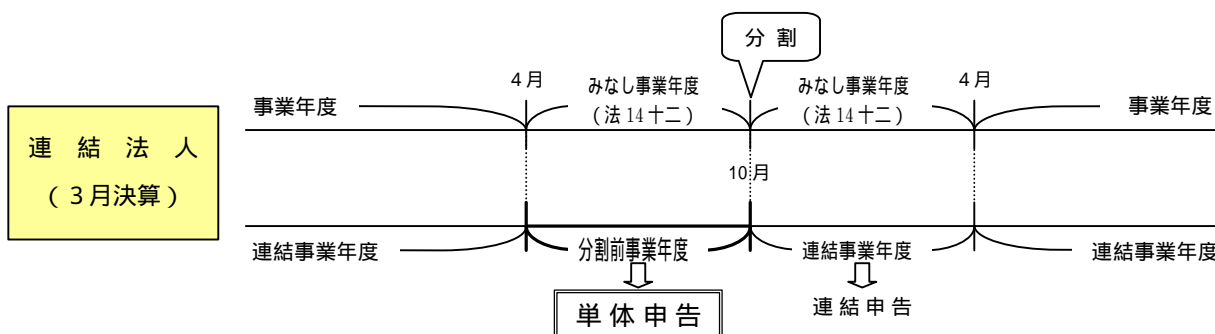


## 連結法人が行う単体申告等

### 1 分割前事業年度の単体申告

連結事業年度とは、連結法人の連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間とされています。ただし、連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った連結法人にあっては、その開始の日から分割の日の前日までの期間(以下において「分割前事業年度」といいます。)は連結事業年度に含まないこととされています(法15の2)。

この分割前事業年度は連結事業年度ではありませんから、その分割を行った連結法人は、その分割前事業年度について、連結法人以外の法人と同様に単体で申告・納付を行うこととなります。



ただし、この分割を行った法人は、単体申告を行うものの連結法人であることから、この分割前事業年度に係る単体申告を行うに当たっては、次のような調整が行われています。

#### (1) 受取配当等の益金不算入

##### [ 制度の概要 ]

内国法人が各事業年度において受ける配当等の額のうち次表に掲げる株式等(株式、出資又は受益証券をいいます。この(1)において同じです。)に係る配当等の額については、その区分に応じそれぞれ次表に掲げる金額の合計額を各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされています(法23 ~ )。

株式等の区分	益金不算入額
連結法人株式等	その連結法人株式等につき分割前事業年度において受ける配当等の額の合計額
関係法人株式等	その関係法人株式等につき分割前事業年度において受ける配当等の額の合計額から負債の利子の額のうちその関係法人株式等に係る部分の金額を控除した金額
及び 以外の株式等	その 及び 以外の株式等につき分割前事業年度において受ける配当等の額の合計額から負債の利子の額のうちその 及び 以外の株式等に係る部分の金額を控除した金額の50%に相当する金額

(注)1 株式等の区分については、4(1)を参照してください。

2 内国法人(各事業年度終了の時における資本の金額又は出資の金額が1億円を超える普通法人及び保険業法に規定する相互会社を除きます。)の 50%(益金不算入割合)は、次の事業年度の区分に応じ次の割合になります(改正法附則6)。

- (イ) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までに開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する事業年度・・・70%
- (ロ) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までに開始する事業年度・・・60%

##### [ 分割前事業年度の場合 ]

イ 連結法人の分割前事業年度における上記 又は の株式等に係る受取配当等の益金不算入額の計算上、その分割前事業年度において支払う負債の利子の額には、その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払うものは含めないこととされています(法23)。

ロ 連結法人の分割前事業年度において支払う負債の利子の額のうち 又は の株式等に係る部分の金額は、分割前事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、その連結法人の分割前事業年度及びその分割前事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額

を分母とし、その連結法人の分割前事業年度及びその分割前事業年度の前事業年度終了の時の又はの株式等の帳簿価額の合計額を分子とした割合を乗じたものとされていますが、その分母の額からはその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額を減算することとされています（法23 一、法令22 一ホ、22 一）。

(2) 還付金等の益金不算入

イ 連結法人が分割前事業年度において、他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として 1（連結法人税の負担額）により計算される金額又は附帯税（利子税を除きます。ロにおいて同じです。）の負担額を受け取る場合には、その受け取る金額は、その連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額には算入しないこととなります（法26 ）。

ロ 連結法人が分割前事業年度において、他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として 2（連結法人税の減少額）により計算される金額又は附帯税の負担額の減少額を受け取る場合には、その受け取る金額は、その連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額には算入しないこととなります（法26 ）。

(3) 寄附金の損金不算入

連結法人が分割前事業年度においてその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して支出した寄附金の額がある場合は、その寄附金の額は、その連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています（法37 ）。

(注) 連結親法人が内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額（ 1 参照）又は附帯税（利子税を除きます。この注において同じです。）の負担額の全部又は一部を受け取らない場合及び連結子法人が連結親法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額（ 2 参照）又は附帯税の負担額の減少額の全部又は一部を受け取らない場合には、その受け取らない金額は寄附金の額に該当することとなります（法37 、法令78 ）。

(4) 法人税額等の損金不算入

イ 連結法人が分割前事業年度において、他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として 2（連結法人税の減少額）により計算される金額又は附帯税（利子税を除きます。ロにおいて同じです。）の減少額を支払う場合には、その支払う金額は、その連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととなります（法38 ）。

ロ 連結法人が分割前事業年度において、他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として 1（連結法人税の負担額）により計算される金額又は附帯税の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、その連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととなります（法38 ）。

(5) 貸倒引当金

連結法人が分割前事業年度において貸倒引当金の繰入限度額の計算をする場合においては、貸倒引当金の繰入れの対象となる個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して有する金銭債権は含まれないこととされています（法52 ）。

(6) 繰越欠損金

イ 連結法人の分割前事業年度において、その分割前事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその連結法人の連結欠損金個別帰属額がある場合には、その連結欠損金個別帰属額は、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属するその連結法人の事業年度において生じた欠損金額とみなされ、法人税法第57条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の適用の対象となります（法57 ）。

(注) このイは、連結法人の分割前事業年度の確定申告書に連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り適用されます（法57 ）。

ロ 連結法人の分割前事業年度においては、その分割前事業年度前の各事業年度（単体事業年度）において生じた青色欠損金額はないものとされます（法57 一）。

(7) 災害損失欠損金額

連結法人の分割前事業年度においては、その分割前事業年度前の各事業年度（単体事業年度）において生じた災害損失欠損金額はないものとされます（法58 一）。

(8) 資産の整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入  
 連結親法人の分割前事業年度における法人税法第59条第1項《資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入》の対象となる欠損金には、連結事業年度で生じた連結欠損金個別帰属額が含まれることとされています(法59)。

(9) 分割前事業年度における連結法人間取引の損益の調整

イ 連結法人が分割前事業年度においてその有する譲渡損益調整資産をその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に譲渡した場合(適格事後設立により被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除きます。)には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その分割前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入されます(法61の13)。

(注) 譲渡損益調整資産、譲渡利益額及び譲渡損失額は、4(7)(連結法人間取引の損益の調整)のイに記載しているものと同様です(法61の13、法令122の14)。

ロ 連結法人が他の連結法人に譲渡した譲渡損益調整資産(連結事業年度において他の連結法人に譲渡したものを含みます。)につき、譲渡先である他の連結法人(以下八までにおいて「譲受法人」といいます。)がその譲受法人の分割前事業年度の期間において次に掲げる場合に該当するときには、イ又は4(7)イにより損金の額又は益金の額に算入されたその譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額のうち八に掲げる金額は、その連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されず(法61の13、法令122の14)。

連結法人の分割前事業年度の期間に譲受法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ又は除却その他これらに類する事由が生じた場合(ロの場合を除きます。)

連結法人の分割前事業年度の期間において、譲受法人が6(1)(承認の取消し)により連結納税の承認の取消処分を受けた場合又は6(2)(承認のみなし取消し)の(連結子法人が解散した場合)又は(連結子法人が完全支配関係を有しなくなった場合)により連結納税の承認を取り消された場合

連結法人の分割前事業年度の期間において、譲受法人が適格分割型分割により譲渡損益調整資産を分割承継法人に移転した場合

(注)1 譲受法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により、その譲受法人との間に連結完全支配関係がある合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその譲渡損益調整資産を移転した場合には、このロの適用はありません。

なお、この場合には、その譲渡損益調整資産の移転を受けた連結法人が譲受法人とみなされることとなります(法令122の14)。

2 ロの「連結納税の承認を取り消された場合」には、連結子法人である譲受法人が連結親法人事業年度開始の日合併による解散をしたことに基因して承認の取消しを受けた場合を除き、譲受法人が譲渡損益調整資産を譲渡した連結法人の分割前事業年度終了の日の翌日に合併による解散をしたことに基因して承認の取消しを受けた場合を含みます(法令122の14)。

八 ロにより連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、次の(イ)又は(ロ)となります(法令122の14)。

(イ) ロの事由による場合

会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え又は法人税法施行令第24条《資産の評価益の計上ができる評価換え》に規定する資産の評価換えにより譲受法人において譲渡損益調整資産の帳簿価額を増額された場合で、その増額された部分の金額がその譲受法人の分割前事業年度(連結法人の分割前事業年度の期間に終了するものに限り)の益金の額に算入されたとき

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産の帳簿価額を増額して益金の額に算入された金額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人の当該資産の取得価額}}$$

(注) 上記算式のうち「損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額」に乘ずる割合(右の分数により求める割合)が1を超える場合には、その割合は1となります。

譲受法人において譲渡損益調整資産が減価償却資産に該当する場合で、その譲渡損益調整資産の償却費が譲受法人の分割前事業年度(連結法人の分割前事業年度の期間に終了するものに限り)の損金の額に算入されたとき

益金の額又は損金の額に 算入される譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	損金の額又は益金の額に 算入した譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	$\times$	$\frac{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された償却費の額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人の当該資産の取得価額}}$
---	--	----------	---

譲受人において譲渡損益調整資産が繰延資産に該当する場合で、その譲渡損益調整資産の償却費が譲受人の分割前事業年度（連結法人の分割前事業年度の期間に終了するものに限ります。）の損金の額に算入されたとき

益金の額又は損金の額に 算入される譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	損金の額又は益金の額に 算入した譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	$\times$	$\frac{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された償却費の額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人の当該資産の額}}$
---	--	----------	--

法人税法第33条第2項《資産の評価損の計上ができる評価替え》の規定により、譲渡損益調整資産に係る評価損が譲受人の分割前事業年度（連結法人の分割前事業年度の期間に終了するものに限ります。）の損金の額に算入されたとき

益金の額又は損金の額に 算入される譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	損金の額又は益金の額に 算入した譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	$\times$	$\frac{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された評価損の額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人の当該資産の取得価額}}$
---	--	----------	---

譲受人において譲渡損益調整資産が法人税法第42条第1項《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》のほか一定の規定の適用を受ける資産に該当する場合で、その譲渡損益調整資産につき、これらの規定の適用を受けて計算した圧縮額等が譲受人の分割前事業年度（連結法人の分割前事業年度の期間に終了するものに限ります。）の損金の額に算入されたとき

益金の額又は損金の額に 算入される譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	損金の額又は益金の額に 算入した譲渡利益額又は 譲渡損失額に相当する金額	$\times$	$\frac{\text{譲渡損益調整資産について損金の額に算入された圧縮額等の額}}{\text{譲渡損益調整資産を取得した連結法人の当該資産の取得価額}}$
---	--	----------	--

(注) 上記の一定の規定とは、次に掲げる規定をいいます。

- ・ 法人税法第42条第5項
- ・ 法人税法第44条第1項又は第4項《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第45条第1項、第2項、第5項又は第6項《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第46条第1項《非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第47条第1項、第2項、第5項又は第6項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第49条第1項又は第4項《特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- ・ 法人税法第50条第1項又は第5項《交換により取得した資産の圧縮額の損金算入》
- ・ 租税特別措置法第61条の3第1項《農用地等を取得した場合の課税の特例》
- ・ 租税特別措置法第64条第1項《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》（同法第64条の2第7項《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》又は第65条第3項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第64条第8項（同法第64条の2第8項又は第65条第3項において準用する場合を含みます。）
- ・ 租税特別措置法第65条の7第1項《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》（同法第65条の8第7項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第65条の7第9項（同法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。）
- ・ 租税特別措置法第65条の10第1項又は第4項《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》
- ・ 租税特別措置法第65条の11第1項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》（同法第65条の12第8項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第65条の11第4項（同法第65条の12第9項において準用する場合を含みます。）

- ・ 租税特別措置法第65条の13第1項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》（同法第65条の14第8項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第65条の13第4項（同法第65条の14第9項において準用する場合を含みます。）
- ・ 租税特別措置法第66条の10第1項《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》
- ・ 租税特別措置法第67条の4第2項《転廃業助成金等に係る課税の特例》（同条第9項において準用する場合を含みます。）又は同条第3項（同条第10項において準用する場合を含みます。）
- ・ 震災特例法第20条第1項《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》（同法第21条第7項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第20条第7項（同法第21条第8項において準用する場合を含みます。）

譲渡損益調整資産が有価証券（売買目的有価証券又は譲渡法人において売買目的有価証券とされる有価証券に該当するものを除きます。）である場合において、譲渡法人がその譲渡損益調整資産である有価証券と銘柄を同じくする有価証券を譲渡したとき（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により譲渡法人との間に連結完全支配関係がある分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその譲渡損益調整資産を移転した場合を除きます。）

譲渡法人が、まず、譲渡損益調整資産である有価証券から譲渡したものとみなした場合におけるその譲渡したものとみなした有価証券について損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（既に各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除きます。）

譲渡損益調整資産が譲渡法人において償還有価証券に該当する場合で、その譲渡法人の分割前事業年度においてその償還有価証券について法人税法施行令第139条の2第1項《償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》に規定する調整差益又は調整差損が益金の額又は損金の額に算入されたとき

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額(注)}} \times \frac{\text{その償還有価証券を譲渡した連結法人の分割前事業年度の日数}}{\text{その償還有価証券を譲渡した連結法人の分割前事業年度開始の日からその償還有価証券の償還日までの期間の日数}}$$

(注) 損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、既に各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額を控除した金額となります。

から 以外の事由が生じたとき（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により譲渡法人との間に連結完全支配関係がある分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその譲渡損益調整資産を移転した場合を除きます。）

損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（既に各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額を控除した金額となります。）

(四) 口の 又は による場合

損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（既に各連結事業年度の連結所得の金額又は分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除きます。）

二 口により連結法人の分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その対象となる譲渡損益調整資産が減価償却資産（譲渡法人において減価償却資産に該当するものに限り、）又は繰延資産（法人税法第14条第1項第9号《繰延資産の範囲》に掲げるものに限り、）である場合には、八(イ)の から にかかわらず、次の金額とすることができます（法令122の14 ）。

譲渡損益調整資産を譲渡した日を含む分割前事業年度

減価償却資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を譲渡した日からその日を含む分割前事業年度終了の日までの期間の月数(注1)}}{\text{譲渡法人がその譲渡損益調整資産について適用する耐用年数に12を乗じた数}}$$

繰延資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{譲渡損益調整資産を譲渡した日からその日を含む分割前事業年度終了の日までの期間の月数}}{\text{その繰延資産となった費用の支出の効果の及ぶ期間の月数(費用の支出の日から譲渡の日の前日までの期間を除きます。)}} =$$

- (注) 1 譲受法人がその譲渡損益調整資産を事業の用に供していない期間がある場合には、その期間を除いた月数となります。
- 2 この二は、確定申告書に益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り適用されず(法令122の14)。
- 3 上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします(法令122の14)。

の分割前事業年度後の事業年度等

譲渡損益調整資産を譲渡した日を含む分割前事業年度又は連結事業年度において又は 4 (7)二 の適用を受けた場合には、その後の分割前事業年度においては、次の金額が分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されることとなります(法令122の14)。

減価償却資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額(注1)}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{その連結法人の分割前事業年度の月数(注2)}}{\text{譲受法人がその譲渡損益調整資産について適用する耐用年数に12を乗じた数}} =$$

繰延資産である場合

$$\frac{\text{益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額(注1)}}{\text{損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額}} \times \frac{\text{その連結法人の分割前事業年度の月数}}{\text{その繰延資産となった費用の支出の効果の及ぶ期間の月数(費用の支出の日から譲渡の日の前日までの期間を除きます。)}} =$$

- (注) 1 及び の算式により計算した金額が、損金の額又は益金の額に算入した譲渡利益額又は譲渡損失額からその分割前事業年度前において既に益金の額又は損金の額に算入された金額を控除した金額を超える場合には、その控除した金額が「益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額」となります。

- 2 譲受法人がその譲渡損益調整資産を事業の用に供していない期間がある場合には、その期間を除いた月数となります。

ホ 連結法人が、譲渡損益調整資産を譲渡してイ又は 4 (7)イの適用を受けている法人との間にその法人を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は合併類似適格分割型分割を行った場合には、その法人が行った譲渡損益調整資産の譲渡は、連結法人が行ったものとみなしてロを適用することとなります(法61の13)。

(注) この場合において、被合併法人又は分割法人となる法人は、その連結法人との間で連結完全支配関係がある連結子法人に限られます。

(10) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入

連結法人が分割前事業年度においてその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して行った譲渡損益調整資産の譲渡は、特定資産譲渡等損失額の発生の基因となる事由から除かれています(法62の7 一、法令123の8 五、 二)。

(11) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度

連結法人が分割前事業年度においてその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して行った譲渡損益調整資産の販売又は譲渡は、法人税法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の適用の対象とはなりません(法63)。

(注) 「譲渡損益調整資産」とは、 4 (7) (連結法人間取引の損益の調整) のイに記載しているものと同様です(法61の13、法令122の14)。

(12) 連結法人株式の譲渡等に伴う連結法人株式の帳簿価額の修正等

イ 連結法人の分割前事業年度において、その連結法人が有する他の連結法人（その連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除きます。この(12)において同じです。）の株式について次に掲げる事由が生ずる場合には、口の帳簿価額修正額は、利益積立金額の計算において加算項目となることとされています（ 1 [参考]へ、法令9の2 ）。

他の連結法人の株主である連結法人のいずれかが他の連結法人の株式（出資を含みます。以下(6)において同じです。）について譲渡（その連結法人のいずれかに法人税法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定の適用がある場合を除きます。）によりその全部又は一部を有しなくなる。

他の連結法人の株主等である連結法人のいずれかが当該他の連結法人の株式につき次に掲げる評価換えをすること。

(イ) 法人税法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》に規定する法律の規定に従って行う評価換え

(ロ) 法人税法施行令第24条《資産の評価益の計上ができる評価換え》に規定する評価換え

(ハ) 法人税法第33条第2項《資産の評価損の損金不算入等》の適用を受ける評価換え

他の連結法人の株主等である連結法人のいずれかと当該他の連結法人との間に連結完全支配関係がなくなること（ の事由による場合を除きます。）

連結法人が他の連結法人（以下において「発行法人」といいます。）の株式を保有している場合において、その連結法人又はその連結法人の株式を直接又は間接に保有している連結法人（その発行法人との間に連結完全支配関係があるものに限ります。）を から の他の連結法人とし、かつ、その発行法人の株式又はこれらの連結法人の株式を当該他の連結法人の株式としたときにこれらの連結法人につき から に掲げる事由が生じたこと。

ロ 利益積立金額の計算において加算項目となる帳簿価額修正額は、次の(イ)の金額に(ロ)の割合を乗じて計算した金額となります（法令9の2 ）。

(イ) イの から の事由が生じた時の直前に終了する当該他の連結法人の連結事業年度以前の各連結事業年度の連結利益積立金額の加算項目（ 1 参照）の金額の合計額から減算項目（ 1 参照）の金額の合計額を減算した金額又は当該他の連結法人の分割前事業年度の利益積立金額の加算項目（ 1 [参考]参照）の金額のうちイからへの金額の合計額から減算項目（ 1 [参考]参照）の金額の合計額を減算した金額の合計額（当該他の連結法人が留保していない金額がある場合にはその留保していない金額を減算した金額とし、既に(イ)の適用を受けた金額を除きます。）

(ロ) 当該他の連結法人のイの から の事由が生じた時の直前の発行済株式又は出資の総数のうちその連結法人がその直前に有する当該他の連結法人の株式の数の占める割合

(注) イの から までの連結法人（この(注)において「譲渡法人等」といいます。）にそれぞれ から までに掲げる事由が生じたことに基因してイの の連結法人（その譲渡法人等がその事由が生じた時の直前にその株式を有するものに限られます。）に に掲げる事由が生じた場合には、まず、その連結法人について上記の計算を行い、次にその譲渡法人等について上記の計算を行うこととされています（法令9の2 ）。

ハ 連結法人株式の譲渡等に伴う連結法人株式の帳簿価額の修正

[移動平均法による場合]

連結法人の分割前事業年度において、その連結法人が有する他の連結法人の株式についてイの から の事由が生じた場合には、その株式の単単位当たりの帳簿価額は、その事由が生じる直前の帳簿価額に口の帳簿価額修正額を加算した金額をその株式の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその単単位当たりの帳簿価額とすることとなります（法令119の3 ）。

[総平均法による場合]

連結法人の分割前事業年度において、その連結法人が有する他の連結法人の株式についてイの から の事由が生じた場合には、その事由が生じた時の属する事業年度開始の日からその事由が生じた直前の時までの期間（このハにおいて「評価換前期間」といいます。）及びその事由が生じた時からその分割前事業年度終了の時までの期間（このハにおいて「評価換後期間」といいます。）をそれぞれ一事業年度とみなして総平均法により一単位当たりの帳簿価額を算出することとなります。

この場合において、評価換後期間の開始の時において有するその有価証券の帳簿価額は、評価換前期間を一事業年度とみなして総平均法により算出したその有価証券のその単単位当たりの帳簿価額にその評価換前期間の終了の時において有するその有価証券の数を乗じて計算した金額をその有価証券のその事由が生じた直前の帳簿価額とみなして [移動平均法による場合] により算

出したその一単位当たりの帳簿価額に、その事由の生じた直後にその連結法人の有するその有価証券の数を乗じて計算した金額となります（法令119の4①）。

### (13) 同族会社の特別税率

#### [ 制度の概要 ]

内国法人である同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族会社に対して課される各事業年度の所得の金額に対する法人税の額は、その超える部分の留保金額を次表の区分ごとに区分し、それぞれの区分に応じた税率を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額となります（法67 ）。

区 分	税 率
年 3,000 万円以下の金額	10%
年 3,000 万円を超え、年 1 億円以下の金額	15%
年 1 億円を超える金額	20%

#### [ 分割前事業年度の場合 ]

イ 連結法人である同族会社が分割前事業年度においてその同族会社と連結完全支配関係のある他の連結法人に支払う配当等の額は、留保金額の計算において「留保した金額」に含まれます（法67 ）。

ロ 連結法人である同族会社の分割前事業年度において、支払義務が確定する配当等の額（その配当等の額の計算の基礎となった期間の末日においてその同族会社との間に連結完全支配関係がある内国法人に対するものに限り、）がある場合で、その同族会社とその内国法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったことにより、その同族会社又はその内国法人の最終の連結事業年度となる連結事業年度終了の日が、その末日からその支払義務が確定する日の前日までの間にあるときは、その支払義務が確定する日の属する分割前事業年度の留保金額は、上記により計算した金額から、その配当等の額に相当する金額を控除した金額となります（法67 、法令139の7 ）。

ハ 連結法人である同族会社の分割前事業年度において他の連結法人（その配当等の額の計算の基礎となった期間の末日にその同族会社と連結完全支配関係があるものに限り、）から受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額を受ける日の属する分割前事業年度の留保金額は、上記により計算した金額から、その配当等の額のうちその分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額となります（法67 、法令139の7 ）。

ニ 留保金額の計算において「所得等の金額」の金額を構成する法人税法第23条《受取配当等の益金不算入》により分割前事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかった金額からは、連結法人である同族会社が分割前事業年度において、その同族会社と連結完全支配関係のある他の連結法人から受ける配当等の額に係るものうち次に掲げるものは除かれます（法67 二、法令139の8 ）。

その計算の基礎となった期間の末日（その配当等の額が商法第293条ノ5第1項《中間配当》に規定する金銭の分配である場合にあっては、同項に規定する一定の日）にその同族会社との間に連結完全支配関係がある他の連結法人から受ける配当等の額

法人税法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額のうち次に掲げる事由により他の連結法人（その配当等の支払義務が確定する日においてその同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限られます。）から受けるもの

資本又は出資の減少（株式が消却されたものを除きます。）

株式の消却（取得した株式について行うものを除きます。）

自己の株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得等を除きます。）

社員の退社又は脱退による持分の払戻し

### (14) 外国子会社の配当等に係る外国税額の控除

連結法人の分割前事業年度において外国法人から配当等の額を受けた場合には、その外国法人が法人税法第69条第8項《外国子会社の配当等に係る外国税額の控除》の対象となる外国子会社に該当するかどうかの判定は、その連結法人が保有しているその判定を行う法人の株式の数又は出資の金額とその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が保有しているその判定を行う法人の株式の数又は出資の金額とを合計した数又は金額により行うこととなります（法69 、法令146 一）。



(15) 仮装経理に基づく過大申告の場合の法人税額の控除

連結法人の分割前事業年度については、法人税法第81条の16第81第1項《仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除》（V 3 参照）が準用されます（法81の16②）。したがって、法人税法第70条《仮装経理に基づく過大申告の場合の法人税額の控除》の適用はありません（法70 ）。

(16) 中間申告

連結法人が連結親法人事業年度開始の日から6月を経過した日の翌日以後にその連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、その分割に係る分割前事業年度について法人税法第71条《中間申告》の適用はありません（法71 ）。

(17) 青色申告の承認の申請

連結法人の分割前事業年度の確定申告書を青色の申告書により提出することについて税務署長の承認を受けようとする場合の申請書（この(17)において「青色申告の承認の申請書」といいます。）の提出期限は、その分割前事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日とされています（法122 七）。

（注）この(17)により青色申告の承認の申請書を提出した場合において、その分割前事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときには、その日において承認があったものとみなされます（法125 ）。

(18) 連結法人に係る行為又は計算の否認

連結法人の分割前事業年度においては、 3（連結法人に係る行為又は計算の否認）の規定の適用があります（法132の3 ）。

2 連結納税に係る承認の取消し後の単体申告

6(1)（承認の取消し）により連結納税に係る承認の取消処分を受けた法人、 6(2)（承認のみなし取消し）により連結納税に係る承認が取り消された法人及び 7（連結納税の適用の取りやめ）により連結納税の適用の取りやめに係る承認を受けた法人のその後の事業年度に係る単体申告を行うに当たっては、次のような調整が行われています。

(1) 還付金等の益金不算入

イ 内国法人が 6(1)（承認の取消し）、 6(2)（承認のみなし取消し）により連結納税に係る承認が取り消された場合又は 7（連結納税の適用の取りやめ）により連結納税の適用の取りやめに係る承認を受けた場合には、その内国法人の最終の連結事業年度後の各事業年度（単体事業年度）において、他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として 1（連結法人税の負担額）により計算される金額又は附帯税（利子税を除きます。口において同じです。）の負担額を受け取る場合には、その受け取る金額はその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額には算入しないこととなります（法26 ）。

ロ イの他の内国法人が 6(1)（承認の取消し）、 6(2)（承認のみなし取消し）により連結納税に係る承認が取り消された場合又は 7（連結納税の適用の取りやめ）により連結納税の適用の取りやめに係る承認を受けた場合には、当該他の内国法人の最終の連結事業年度後の各事業年度（単体事業年度）においてイの内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として 2（連結法人税の減少額）により計算される金額又は附帯税の負担額の減少額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額には算入しないこととなります（法26 ）。

(2) 寄附金の損金不算入

内国法人が 6(1)（承認の取消し）又は 6(2)（承認のみなし取消し）により連結納税に係る承認が取り消された場合には、その内国法人の最後の連結事業年度の翌事業年度においてその内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して支出した寄附金の額がある場合は、その寄附金の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととされています（法37 ）。

（注）内国法人が他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額（ 1 参照）又は附帯税（利子税を除きます。この(注)において同じです。）の負担額の全部又は一部を受け取らないこと及び内国法人が他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額（ 2 参照）又は附帯税の負担額の減少額の全部又は一部を受け取らない場合には、その受け取らない金額は寄附金の額に該当することとなります（法37 、法令78 ）。

### (3) 法人税額等の損金不算入

イ 内国法人が I 6 (1) (承認の取消し)、I 6 (2) (承認のみなし取消し) により連結納税に係る承認が取り消された場合又は I 7 (連結納税の適用の取りやめ) により連結納税の適用の取りやめに係る承認を受けた場合には、その内国法人の最終の連結事業年度後の各事業年度 (単体事業年度) において、他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として 2 (連結法人税の減少額) により計算される金額又は附帯税 (利子税を除きます。ロにおいて同じです。) の減少額を支払う場合には、その支払う金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととなります (法38 )。

ロ イの他の内国法人が 6 (1) (承認の取消し)、6 (2) (承認のみなし取消し) により連結納税に係る承認が取り消された場合又は 7 (連結納税の適用の取りやめ) により連結納税の適用の取りやめに係る承認を受けた場合には、当該他の内国法人の最終の連結事業年度後の各事業年度 (単体事業年度) においてイの内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として 1 (連結法人税の負担額) により計算される金額又は附帯税の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額には算入しないこととなります (法38 )。

### (4) 連結納税に係る承認の取消し等に伴う連結法人間取引の損益の調整

内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき 4 (7)イ又は 1 (9)イの適用を受け、かつ、その金額のうち 4 (7)ロ又は 1 (9)ロにより益金の額又は損金の額に算入されていない金額がある場合において、その内国法人に次に掲げる事実が生じたときは、その益金の額又は損金の額に算入されていない金額は、その内国法人の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度 (単体事業年度) の益金の額又は損金の額に算入されます (法61の13、法令122の14 )。

6 (1) (承認の取消し) により連結納税に係る承認の取消処分を受けた場合

6 (2) (承認のみなし取消し) の により連結納税に係る承認が取り消された場合 (連結親法人事業年度終了の日に連結子法人が合併以外の事由による解散をしたことにより連結子法人がなくなったことに基因して連結親法人の連結納税に係る承認が取り消された場合を除きます。)

6 (2) の により連結納税に係る承認が取り消された場合 (次に掲げる事実を基因してその連結法人の連結納税に係る承認が取り消された場合を除きます。)

連結親法人事業年度開始の日の連結子法人の合併 ( 1 (9)ホ又は 4 (7)ホの対象となる法人を合併法人とする適格合併を除きます。) による解散

1 (9)ホ又は 4 (7)ホの対象となる法人を合併法人とする適格合併による解散

連結親法人事業年度終了の日の連結子法人の合併以外の事由による解散

6 (2) の により連結納税に係る承認が取り消された場合 (次に掲げる事実を基因して連結納税に係る承認が取り消された場合を除きます。)

連結親法人事業年度開始の日に連結子法人が連結親法人との間にその連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったこと

連結親法人事業年度終了の日に連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人が合併以外の事由による解散をしたことによりその連結子法人が連結親法人との間にその連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったこと

### (5) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し

イ 内国法人が 6 (2) (承認のみなし取消し) により連結納税に係る承認が取り消された場合又は 7 (連結納税の適用の取りやめ) により連結納税の適用の取りやめに係る承認を受けた場合 (このイにおいて「承認の取消し等の場合」といいます。) において、その承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたその内国法人の連結欠損金個別帰属額があるときは、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属するその内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなされ、法人税法第57条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の対象となります (法57 )。

(注) このイは、内国法人の承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の確定申告書に連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り適用されます (法57 )。

ロ 適格合併又は合併類似適格分割型分割 (このロにおいて「適格合併等」といいます。) が行われた場合において、その適格合併等に係る被合併法人又は分割法人 (このロにおいて「被合併法人等」といいます。) が連結法人であるときには、これらの連結法人のその適格合併等の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたこれらの連結法人の連結欠損金個別帰属額をその被合併法人

等の適格合併等の日前5年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額とみなして、法人税法第57条第2項及び第3項の規定を適用することとなります(法57⑨)。

(注)1 上記の「連結法人」は、適格合併に係る被合併法人が連結子法人である場合には、連結親法人事業年度開始の日にその連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限られ、合併類似適格分割型分割に係る分割法人が連結法人である場合には連結親法人事業年度開始の日に行うものに限られます。

2 この規定を適用する場合、被合併法人等の連結事業年度前の各事業年度(単体事業年度)のうちその適格合併の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その欠損金額は法人税法第57条第2項及び第3項の規定を適用することはできません(法57 )。

八 内国法人の次に掲げる事業年度においては、それぞれ次に掲げる欠損金額はないものとされます(法57 二、三)。

連結法人である内国法人が最初連結事業年度後に 6(1)(承認の取消し) 6(2)(承認のみなし取消し)により連結納税に係る承認を取り消された場合又は 7(連結納税の適用の取りやめ)により連結納税の適用の取りやめにつき承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度

その連結事業年度前の各事業年度(単体事業年度)において生じた欠損金額

内国法人がその内国法人を被合併法人とする合併(その内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、その内国法人の最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限りま)を行った場合のその合併の日の前日の属する事業年度

その合併の日の前日の属する事業年度前の各事業年度(単体事業年度)において生じた欠損金額

(6) 災害損失欠損金額

内国法人の次に掲げる事業年度においては、それぞれ次に掲げる災害損失欠損金額はないものとされます(法58 二、三)。

イ 連結法人である内国法人が最初連結事業年度後に 6(1)(承認の取消し) 6(2)(承認のみなし取消し)により連結納税に係る承認を取り消された場合又は 7(連結納税の適用の取りやめ)により連結納税の適用の取りやめにつき承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度

その連結事業年度前の各事業年度(単体事業年度)において生じた災害損失欠損金額

ロ 内国法人がその内国法人を被合併法人とする合併(その内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、その内国法人の最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限りま)を行った場合のその合併の日の前日の属する事業年度

その合併の日の前日の属する事業年度前の各事業年度(単体事業年度)において生じた災害損失欠損金額

(7) 中間申告

イ 連結親法人事業年度開始の日から6月を経過した日以後に次に掲げる処分又は事実がある場合のその処分があった日又はその事実が生じた日の属する事業年度については、法人税法第71条《中間申告》の適用はありません(法71 )。

6(1)(承認の取消し)による連結納税に係る承認の取消処分があった場合

6(2) (承認のみなし取消し)により連結納税に係る承認を取り消された場合

ロ 法人のその事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合には、その事業年度の中間税額は、その連結事業年度のその法人に係る連結法人税個別帰属支払額をその法人の連結事業年度の月数で除しこれに6を乗じて計算した金額となります(法71 一)。

(注)「連結法人税個別帰属支払額」とは、1の連結法人税の負担額をいいます。

(8) 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入

連結法人である内国法人が最初連結事業年度後に 6(1)(承認の取消し) 6(2)(承認のみなし取消し)により連結納税に係る承認を取り消された場合又は 7(連結納税の適用の取りやめ)により連結納税の適用の取りやめにつき承認を受けた場合、その後の事業年度における法人税法第59条第1項の対象となる欠損金には、連結事業年度で生じた連結欠損金個別帰属額が含まれることとされています(法59 )。

(9) 青色申告の承認の申請

内国法人がその事業年度以後の各事業年度の確定申告書を青色の申告書により提出することについて税務署長の承認を受けようとする場合の申請書（以下(10)までにおいて「青色申告の承認の申請書」といいます。）の提出期限は、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときには、それぞれ次に掲げる日とされています（法122 四～八）。

連結法人が 6(2)により連結納税に係る承認を取り消された場合（及び に該当する場合を除きます。）におけるその連結法人の取り消された日の属する事業年度

その取り消された日以後3月を経過した日とその事業年度終了の日のいずれか早い日の前日

連結法人が 6(2) 又は同 により連結納税に係る承認を取り消された場合（連結親法人の事業年度終了の日に連結子法人が解散したことにより連結子法人がなくなったことに基因してその連結親法人の連結納税に係る承認が取り消された場合及び連結親法人事業年度終了の日に連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人が合併以外の事由により解散をしたことによりその連結子法人が連結親法人との間にその連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったことに基因してその連結子法人の連結納税に係る承認が取り消された場合を除きます。）におけるその連結法人の取り消された日の属する事業年度

その取消しの基因となった事実が生じた日以後3月を経過した日とその事業年度終了の日のいずれか早い日の前日

及び の連結法人のそれぞれに掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその事業年度の翌事業年度

及び に掲げるその取り消された日以後3月を経過した日とその翌事業年度終了の日のいずれか早い日の前日

連結法人が 6(2) により連結納税に係る承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に連結子法人が合併による解散をし、又は連結親法人事業年度終了の日に連結子法人が合併以外の事由による解散をしたことに基因してその連結子法人の連結納税に係る承認が取り消された場合を除きます。）におけるその連結法人の取り消された日の属する事業年度

その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日

(注) この により青色申告の承認の申請書を提出した場合において、その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときには、その日において承認があったものとみなされます（法125 ）。

7により連結納税の適用の取りやめにつき承認を受けた日の属する事業年度の翌事業年度

その翌事業年度開始の日以後3月を経過した日とその翌事業年度終了の日のいずれか早い日の前日

(10) 青色申告の承認申請の却下

内国法人が 6(1)により連結納税に係る承認の取消処分を受けた場合でその取消しの処分があった日以後1年以内に青色申告の承認の申請書を提出した場合には、税務署長は、その申請を却下することができることとされています（法123四）。

(11) 青色申告の承認の取消し

内国法人が 6(1)により連結納税に係る承認の取消処分を受けた場合には、税務署長は、その取消処分のあった日の属する連結事業年度開始の日の属する事業年度（単体事業年度）に係る青色申告の承認を取り消すことができることとされています（法127 五）。